

2026年4月1日
2026年7月25日(改定)

株式会社エネアーク関西 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日まで

2. 内容

目標① 期間中採用の総合職社員（流通部門を除く）に占める女性労働者の割合 30%の目標とする。

（令和3年4月～令和8年3月採用実績 87 名（男性 65 名、女性 22 名）採用率 25.3%）

<対策取り組み・実施期間>

○2026 年 4 月～ 適正な採用選考基準と運用を行うための措置の実施

目標② 労働者の月平均残業時間を 11 時間/月以下とする。

（令和5年度実績 11.9 時間/月、令和6年度実績 10.6 時間/月）

<対策取り組み・実施期間>

○2026 年 4 月～ フレックスタイム制の活用方法、年次有給休暇の取得の促進について等の制度再周知

○2026 年 4 月～ ノー残業デー、管理者による退館時間確認の実施

○2026 年 4 月～ 効率的な働き方を実現するための業務改善・IT ツールの活用

目標③ 計画期間における男性の平均育児休業取得率を 50%以上とする。

(令和 5 年度実績 20.0%、令和 6 年度実績 27.3%)

<対策取り組み・実施期間>

○2026 年 4 月～ 社員・管理者へ説明会の実施、周囲の理解を深める

○2026 年 4 月～ (随時) 対象社員へ個別説明、取得のハードルを下げる

○2026 年夏ごろ～ 取得促進のための施策検討開始 (お祝い金等)

○2027 年 4 月～ 育休取得社員からのヒアリング、意見徴集等

以上